

神奈川県土地利用基本計画 (計画書)

平成 29 年 3 月
神奈川県

神奈川県土地利用基本計画（計画書）

目 次

前文

1 県土利用の基本方向	1
（1）基本理念	1
（2）県土利用の課題	1
ア 人口増加社会における県土利用	1
イ 本県の現状と今後の人口減少社会における課題	1
（ア）現状	1
（イ）課題	2
（3）県土利用の基本方針	2
ア 人口減少社会・超高齢社会において適切な県土管理を実現する 県土利用	2
（ア）適切な県土管理	2
a 都市的土地利用	2
b 農林業的土地利用	3
c 土地利用の転換	3
（イ）地域振興	3
イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用	4
ウ 安全・安心を実現する県土利用	4
エ 地方分権時代における県土利用	4
（4）個別の土地利用方針	5
ア 必要性	5
（ア）人口減少社会における必要性	5
（イ）地方分権時代における必要性	5
イ 個別の土地利用方針の内容	5
（ア）市街化調整区域の開発抑制	5
（イ）特定区域の開発抑制	5
（ウ）近郊緑地保全区域等の保全	6
（エ）ゴルフ場新增設の抑制	6
（オ）相模湾等の埋立の抑制	6
（カ）その他	6
a 米軍基地早期返還の働きかけと返還跡地の利用	6
b 水源地域の保全	7

(5) 土地利用の調整	-----	7
(6) 5地域区分における土地利用の原則	-----	7
ア 都市地域	-----	7
イ 農業地域	-----	8
ウ 森林地域	-----	8
エ 自然公園地域	-----	9
オ 自然保全地域	-----	10
2 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針	-----	10
(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域	-----	10
(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域	-----	10
(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	11
(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	11
(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域	-----	11
(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	11
(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	11
(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域	-----	12
(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域	-----	12
[参考]		
1 本計画の構成	-----	13
2 計画図	-----	13
(1) 計画図の規格	-----	13
(2) 計画図の表示	-----	13
ア 5地域区分の範囲	-----	13
イ 地域・地区等の参考表示	-----	14
ウ 図面表示の方法	-----	15

前 文

この土地利用基本計画（以下「本計画」という。）は、神奈川県のある区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画（全国計画）を基本とし、県土利用に関する基本的事項の全体像を示す計画として定めるものである。

本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。

すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等（以下「個別規制法」という。）に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。

1 県土利用の基本方向

(1) 基本理念

本県は、狭小な面積の県土に、多数の県民が生活する全国でも有数の過密な県である。

県土の利用に当たっては、住宅地や産業用地など都市的な利用と、自然環境の保全との調和を図ることにより、美しい神奈川を形成してきた。

われわれが今受け継いで利用している県土を更に住みよく、魅力あふれる美しい神奈川として次の世代に引き継いでいくことは、われわれに課せられた責務である。

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤である。そこで、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全や安全性の確保を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

(2) 県土利用の課題

ア 人口増加社会における県土利用

本県は、首都東京に近く開発圧力が高い状況にある。

これまで高度成長期以降においては、急激な人口増加等に起因して大量の森林伐採・農地転用を伴う無秩序な開発、自然環境の改変が進行したため、本県は無秩序な開発の拡大の防止と自然環境の保全を重視してきた。

こうした観点から、市街化調整区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域をいう。以下同じ。）等の開発抑制方針を掲げ、調和のとれた県土利用を図ってきた。ただし、必要なもの・やむを得ないものは、市街化調整区域等であっても特例的に認め、適正な県土利用を図ってきた。

イ 本県の現状と今後の人口減少社会における課題

(ア) 現状

本県の総人口は、2018年（平成30年）をピークに減少に転ずる見込みである。首都東京に近い横浜・川崎地域において人口が集中し、当面増加が見込まれる一方、三浦半島地域や県西地域など既に人口減少が進んでいる地域がある。こうした地域差があるものの、県全体では今後人口減少社会を迎え、併せて超高齢社会の進行が見込まれる。

また、本県は、他県と比べ、市街化区域（都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）における居住割合が高く、人口密度も高い。

(イ) 課題

人口減少社会においては、管理水準の低下により県土の荒廃のおそれがある。市街地においては、低・未利用地や空き家の増加により県土利用の効率の低下が懸念されるほか、人口密度の低下により、医療、福祉、商業等の都市機能の維持が困難になるおそれがある。また、農地や森林は、担い手不足や耕作の放棄などにより、荒廃が進むおそれがある。

加えて、インターチェンジの整備等により今後土地利用転換が図られる地域においては、無秩序な土地利用を防止する必要がある。

また、狭小な県土に残った自然環境については、今後も保全することが重要である。さらに、本県は、自然的条件、社会的条件から、地震や風水害など災害に対する脆弱性が指摘されており、その対応が重要である。

(3) 県土利用の基本方針

こうした課題に取り組むため、本計画は、「人口減少社会・超高齢社会において適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」に、土地利用に関する権限の市町村への移譲が進んでいることを踏まえ「地方分権時代における県土利用」を加えた4つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。

ア 人口減少社会・超高齢社会において適切な県土管理を実現する県土利用

(ア) 適切な県土管理

人口減少社会・超高齢社会においては、県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていく。

a 都市的土地利用

本県においては、人口動態に差異があるため、各地域の実情に応じて都市機能の維持あるいは集約化を意識したまちづくりを図る。まちづくりに当たっては、低・未利用地や空き家の有効活用などに取り組み、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。

また、人口減少社会とともに超高齢社会の進行を見据え、高齢者をはじめすべての人々にとって、環境負荷の少ない安全で暮らしやすいまちづくりを図る。そのためには、駅に代表されるような公共交通機関の利便性の高い場所に都市機能の拠点性を高める取組を進めるとともに、こうした拠点と居住地、及び拠点間を結ぶ公共交通機関を中心とした交通ネットワークを考慮したまちづくりが重要である。

b 農林業的土地利用

農地については、人口減少や後継者不足による管理水準の低下を回避し荒廃させない取組が必要であるため、保全とともに、農業の担い手への農地の集積・集約化や農業生産基盤整備、野生鳥獣被害対策などによる荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、森林については、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たすため整備及び保全を進める。

c 土地利用の転換

森林、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、再び元の状態に戻すことが困難なことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行う。

(イ) 地域振興

人口減少社会においても地域の活力の維持が必要であり、地方創生に資する地域振興の取組は重要である。その際、異なる個性を持つ各地域が主体的に連携し、新たな価値を生み出すイノベーションも重要である。

市街地については、地域の活力の維持・創出のため、人を引きつける個性豊かで魅力あるまちづくりを進める。

一方、市街化調整区域であっても、インターチェンジ周辺など産業集積の拠点となりうる地域、既存集落の周辺地域、その他地域特性に応じて、地域振興の観点から必要な土地利用を地区計画の活用などにより計画的に進める。

また、特定地域（市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域（都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）の定められていない地域並びに同法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の地域をいう。以下同じ。）における地域振興は、特定地域の存する市町村が策定する「特定地域

土地利用計画」を活用して計画的に行う。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県では従来から高い開発圧力に対し自然環境の保全を図っており、残された自然環境の保全・再生は引き続き重要である。こうした地域において土地利用転換が必要な場合には、自然環境や生態系への配慮が必要である。また、県民の福利や地域づくりに資する形での自然環境の活用を推進する。

自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用の際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性の保全と持続可能な利用を基本とする。

なお、自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能を活かした取組を推進する。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

安全・安心を実現するため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクを考慮に入れた土地利用が図られるよう留意する。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性の確保を図る。

エ 地方分権時代における県土利用

土地利用に関する権限のうち、特に都市計画分野において市町村への移譲が進んでおり、地域づくりの担い手としての市町村の役割は、一層重要性を増している。また、地域の持つ特性を活かした魅力ある地域づくりのため、市町村が主体的に取り組む土地利用が重要である。

県は広域自治体としての役割・責任を果たしていくため、県土全域を見据えた土地利用の基本方針を本計画に位置づけ、県土利用のあり方について、市町村との意識の共有を図る。

なお、本県は、3つの指定都市が所在する全国で唯一の県であり、指定都市には、土地利用に関する権限が大幅に移譲されている。こうしたことから、県と指定都市は、本計画を基本として県土利用のあり方の共通認識をより一層深める。

(4) 個別の土地利用方針

こうした基本方針の実現のため、これまでの本県の計画的な土地利用、自然環境の保全等に関する個別の方針を継続し、本計画に位置づける。

ア 必要性

(ア) 人口減少社会における必要性

これまで本県では、急激な人口増加等に伴う無秩序な開発による市街地の拡大防止や自然環境の保全のため、土地利用転換に関して個別の土地利用方針を必要としてきた。

一方、これから迎える人口減少社会では開発圧力が低下していくなど土地利用をめぐる状況は変化していくが、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る必要がある。そのため、市街地の郊外部での土地利用転換を抑制することは、引き続き重要である。

また、自然環境の保全は、人口減少社会であっても従来どおり重要である。

こうしたことから、従来の方針の継続が必要である。

(イ) 地方分権時代における必要性

土地利用に関して市町村への権限移譲が進んでいることから、県全体の方針として明確化し、県と市町村で意識を共有するため、個別の土地利用方針を本計画に位置づけることが必要である。

イ 個別の土地利用方針の内容

(ア) 市街化調整区域の開発抑制

市街化調整区域においては、原則として都市的な土地利用を避け、良好な環境を保持するための緑地等の保全を図り、市街化を抑制するものとする。ただし、地域振興の観点から必要な土地利用を図る。

(イ) 特定地域の開発抑制

特定地域は、自然環境・美しい景観が残る本県にとって自然環境保全上重要な地域であり、かつ水源地域でもあるため、市街化調整区域における土地利用に準じて市街化を抑制するものとする。ただし、地域振興の観点から必要な土地利用を図る。

(ウ) 近郊緑地保全区域等の保全

本県に残された自然環境等を保全するに当たり、法令で指定された一定の区域等（近郊緑地保全区域、自然公園の区域、歴史的風土保存区域等）については特に保全を図る。

(エ) ゴルフ場新增設の抑制

本県には、狭小な県土に県土面積の約2%を占めるゴルフ場がある。

昭和48年1月に、自然保護、県土保全に加え水源のかん養の面からも森林等を保全する必要がある、これ以上のゴルフ場は必要でないとの観点から、ゴルフ場の建設規制方針を打ち出すとともに、同年3月には県議会においてもゴルフ場増設等の大規模開発抑制の方針が決議され、ゴルフ場開発から県土を保全してきた。

こうした経緯を踏まえ、ゴルフ場の新設及び既存のゴルフ場の増設は認めないという方針を引き続き継続していく。

(オ) 相模湾等の埋立の抑制

本県の自然海岸の割合は、約3割と低く、県土全体からみると、既に人工海岸化がかなり進んでいる。

残された約3割の自然海岸は、希少な存在となっており、磯、砂浜、干潟などの変化に富んだ複雑な地形・景観や水生生物などの生態面のほか、海水浴、磯遊び、釣りなどの親水機能をはじめとする生活・文化的な面においても、非常に優れた価値を有しており、県民共有の財産として保全の必要性が高い。

そこで、昭和46年から相模湾等では公共事業及びその関連事業を除き原則として埋立を認めないこととしており、これを引き続き継続していく。

(カ) その他

a 米軍基地早期返還の働きかけと返還跡地の利用

まちづくりの阻害等の障害をもたらしている米軍基地については、その早期返還及び整理縮小を引き続き国に働きかけるとともに、返還跡地については、地元の計画・要望に沿った活用を図る。

b 水源地域の保全

人口増加に伴う水需要については、平成13年の宮ヶ瀬ダム完成により安定的に確保することが可能となった。さらに、これまでに確保してきた水源の維持と水質の向上をめざして、荒廃の見られる水源環境を保全・再生するため、本県では特に水源環境の保全・再生施策を展開している。

引き続き、将来にわたり県民が必要とする良質な水を安定的に確保するため、水源地域の保全に支障を来すことのない土地利用を図る。

(5) 土地利用の調整

基本方針及び個別の土地利用方針の実現のため、神奈川県土地利用調整条例等、公正で透明な手続による土地利用の調整を行うことにより、総合的かつ計画的な土地利用を確保する。

(6) 5地域区分における土地利用の原則

土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。

また、5地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。

なお、5地域区分における各地域・地区等について、その変更の調整を行うことを妨げるものではない。

ア 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域である。

都市地域の土地利用については、良好な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の整備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進するとともに市街化区域又は用途地域において既存宅地を有効活用することを基本とし、新たに開発する宅地については、計画的に確保、整備する。

(ア) 市街化区域においては、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、道路・公園・下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の農地、樹林地、水辺地等、自然環境や良好な景観を形成しているもので、都市における防災機能や良好

な生活環境を維持するために不可欠なものについては、積極的に保全を図るものとする。

- (イ) 市街化調整区域においては、原則として都市的な利用を避け、良好な都市環境を保持するための緑地等の保全を図り市街化を抑制するものとする。
- (ウ) 市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における用途地域内の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、また、用途地域以外の地域においては、市街化調整区域における土地利用に準ずるものとする。

イ 農業地域

農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。

農業地域の土地利用については、農用地が生鮮食料等の安定的な供給基地であるとともに、良好な生活環境や自然環境の構成要素であることにかんがみ、現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、県土の有効利用、生産性の向上等の見地から農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう。以下同じ。）を計画的に確保、整備するものとする。

- (ア) 農用地区域内の土地は、農業生産の基盤として確保されるべき土地であることにかんがみ、土地改良、農用地造成等の農業基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。
- (イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、農用地区域と一体として農業の振興を図る地域であるので、原則として保全するものとする。ただし、都市的土地利用や都市施設等の農業以外の土地利用計画との調整を了した場合にのみ転用を行うものとするが、この場合にあっても、農業生産力の高い農地、集団的に存在している農地又は農業に対する公共投資の対象となった農地の転用は、原則として行わないものとする。

ウ 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する公益的機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、県土保全、水源のかん養、保健休養、自然環境の保全、温室効果ガス吸収等の公益的機能を通じて県民生活に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が、最高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

- (ア) 保安林（森林法第 25 条第 1 項に規定する保安林をいう。以下同じ。）については、県土保全、水源のかん養、生活環境の保全等の公益的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに他用途への転用は行わないものとする。
- (イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障を来さないよう十分考慮するものとする。

エ 自然公園地域

自然公園地域は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。

自然公園地域の土地利用については、自然公園が優れた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることにかんがみ、優れた自然の保護とその適正な利用を図るものとする。

- (ア) 特別地域（自然公園法第 20 条第 1 項又は神奈川県立自然公園条例第 18 条第 1 項に規定する特別地域をいう。以下同じ。）については、その風致又は景観の維持を図るべきものであることにかんがみ、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力抑制するものとする。
- (イ) 普通地域（自然公園法第 33 条第 1 項又は神奈川県立自然公園条例第 21 条第 1 項に規定する普通地域をいう。以下同じ。）については、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風

景地の保護に支障を来すおそれのある土地利用は極力抑制するものとする。

オ 自然保全地域

自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域である。

自然保全地域の土地利用については、自然環境が人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、広く県民がその恵沢を享受するとともに、次の世代に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図るものとする。

2 地域区分の重複する地域における土地利用の調整指導方針

都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域のうちの2地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3以上の地域が重複する地域においては、この調整指導方針におけるそれぞれの関係からみた優先順位、指導の方向等を考慮して、適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。

(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合
農用地としての利用を優先するものとし、原則として他用途への転用を認めないものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合

農業上の利用を優先するものとし、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用と都市的な利用との調整を図るものとする。

(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域

ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合
保安林としての利用を優先するものとする。

イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合
公益的機能を有する森林としての保全を図ることとし、都市的利用は極力抑制するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するものとし、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用と都市的な利用との調整を図るものとする。

(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持を重視しつつ、これとの調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。

イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持を優先するものとする。

ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と普通地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持を優先するものとし、自然公園としての機能と都市的な利用との調整を図るものとする。

(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境の保全を優先するものとする。

(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域

ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合

保安林としての利用を優先するものとする。

イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

農用地としての利用を優先するものとする。

ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合

森林としての利用を優先するが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域

ア 農業地域と特別地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持を優先するものとする。

イ 農業地域と普通地域とが重複する場合

自然公園としての機能の維持を優先するものとし、自然公園としての機能との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境の保全を優先するものとし、自然環境の保全との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。

(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域

自然公園としての機能を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

自然環境の保全を重視しつつ、両地域の調整を図るものとする。

〔参考〕

1 本計画の構成

本計画は、計画書と計画図により構成されている。

計画書は、県土利用に関する基本的事項の全体像を示すものであり、計画図は、県土利用のうち国土利用計画法第9条第2項に規定する都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の範囲を図面表示したものである。

2 計画図

(1) 計画図の規格

計画図は、縮尺5万分の1の図面で作成したものである。

※ 国土交通省のホームページ（土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY））において、提供している。

(2) 計画図の表示

ア 5地域区分の範囲

計画図における5地域区分の範囲は、次のとおりである。

(ア) 都市地域

一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

(イ) 農業地域

農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

(ウ) 森林地域

森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する公益的機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域又は同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められている又は定められることが予定されている地域

(エ) 自然公園地域

優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1号の自然公園として指定されている又は指定されることが予定されている地域

(オ) 自然保全地域

良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全条例第2条による自然環境保全地域として指定されている又は指定されることが予定されている地域

イ 地域・地区等の参考表示

5 地域区分内の地域・地区等の範囲は、次のとおりである。

(ア) 都市地域

a 市街化区域

都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域

b 市街化調整区域

都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域

c 用途地域

市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域における都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域

(イ) 農業地域

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域

(ウ) 森林地域

a 国有林

森林法第2条第3項に規定する国有林

b 地域森林計画対象民有林

森林法第5条第1項に規定する森林計画区に係る民有林

c 保安林

森林法第25条第1項に規定する保安林

(エ) 自然公園地域

a 特別地域

自然公園法第20条第1項又は神奈川県立自然公園条例第18条第1項に規定する特別地域

b 特別保護地区

自然公園法第21条第1項に規定する特別保護地区

(オ) 自然保全地域

特別地区

自然環境保全条例第6条第1項に規定する特別地区

ウ 図面表示の方法

- (ア) 地域区分及び参考表示の地域・地区等は、一団の区域面積がおおむね1ヘクタール以上のものを表示した。
- (イ) 境界線が一致する場合の優先順位は、都市、農業、森林、自然公園、自然保全の各地域区分の順序とした。